



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出	きよみ野 2丁目
--------	-------------

請求部	所在	吉川市きよみ野二丁目				地番				
出力縮	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	IX	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定	種類	土地区画整理所在図	
作成年月日	平成12年5月20日				備付年月日(原図)			補記事項		

2023/06/06 15:57 現在の情報です。



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年2月24日	不動産番号	0301005072714
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	吉川市きよみ野二丁目			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
	畑	230	:	平成12年5月20日土地区画整理法による換地処分 他の換地同所9番16、9番17、10番3 〔平成12年5月22日〕	
余白	余白	余白	:	管轄転属により登記 平成15年2月24日	
余白	余白	161	:	③10番16、10番25に分筆 〔平成16年11月25日〕	
余白	宅地	161	: 31	②③平成17年4月29日地目変更 〔平成17年5月11日〕	

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	余 白	不動産番号	0 3 0 1 0 1 0 0 3 6 1 7 2
所在図番号	余 白				
所 在	吉川市きよみ野二丁目			余 白	
家屋番号				余 白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造スレート葺2階建	1階 2階	6 2 : 1 0 5 0 : 1 0	平成17年4月29日新築 〔平成17年5月11日〕	
所 有 者					

0405083

地 番 地 積 測 量 図

土地の所在 吉川市きよみ野二丁目

三 斜 求 積 表

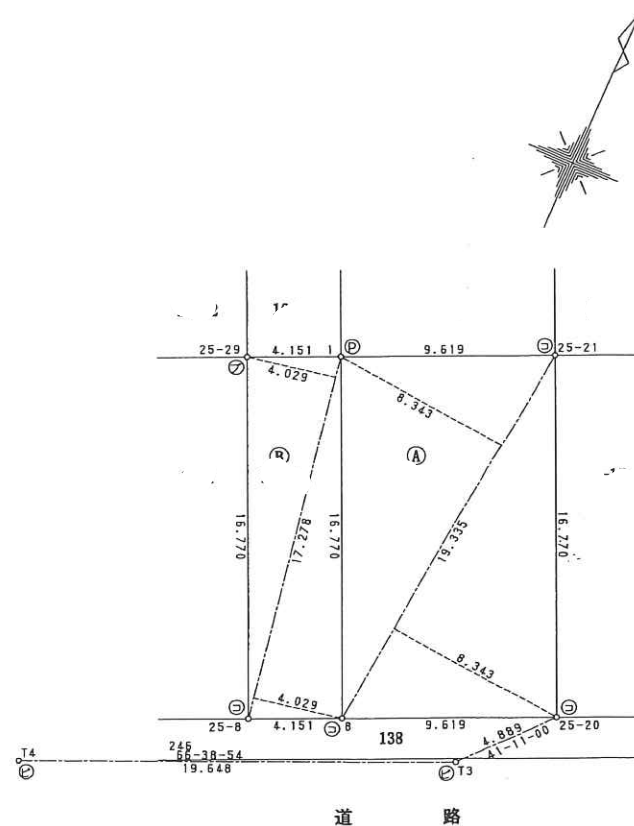
地 番 ④	底 辺	高 さ	倍 面 積
NO.			
	19.335	8.343	161.311905
	19.335	8.343	161.311905
		倍 面 積	322.623810
		面 積	161.3119050
		地 積	161.31 m ²

地 番 ⑤	底 辺	高 さ	倍 面 積
NO.			
	17.278	4.029	69.613062
	17.278	4.029	69.613062
		倍 面 積	139.226124
		面 積	69.6130620
		地 積	69.61 m ²

総 計 230.9249670

座 標 一 覧 表 (日本測地系)

測 点 名	X 座 標	Y 座 標
1	-12192.136	2009.689
8	-12207.476	2016.474
25-8	-12209.154	2012.675
25-20	-12203.589	2025.272
25-21	-12188.245	2018.486
25-29	-12193.815	2005.891
T3	-12207.269	2022.053
T4	-12215.056	2004.014



凡 例	記号	境界標の種別	記号	境界標の種別	記号	境界標の種別
	⑤	石 杭	⑥	金 属 鉄 杭	⑦	刻 印
	⑧	コンクリート杭	⑨	金 属 杭		
	⑩	プラスチック杭	⑪	金属プレート		

作 製 者 吉川市吉川一丁目30番地21 土地家屋調査士 互 傳 吉 (平成16年11月22日作製)

申 請 人 縮尺 1/250

(埼玉土地家屋調査士会用紙)

0452832

各階平面図

建物図面
各階平面図

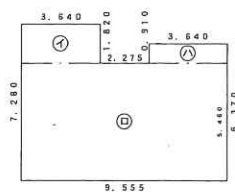
家屋番号

建物の所在

吉川市きよみ野二丁目



1階

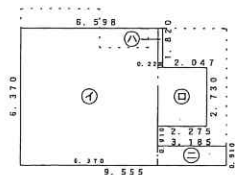


求積表

①	3.640 × 1.820	=	6.624800
②	9.555 × 5.460	=	52.170300
③	3.640 × 0.910	=	3.312400
計			62.107500

床面積 62.10 m²

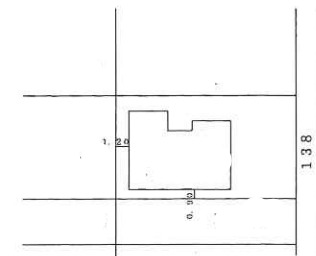
2階



求積表

①	6.370 × 6.370	=	40.576900
②	2.275 × 2.730	=	6.210750
③	0.228 × 1.820	=	0.414960
④	3.185 × 0.910	=	2.898350
計			50.100960

床面積 50.10 m²



作製者

埼玉県越谷市東越谷二丁目51番地
土地調査士 中村 昇 (平成17年5月2日作製)

縮尺

1/250

申請人

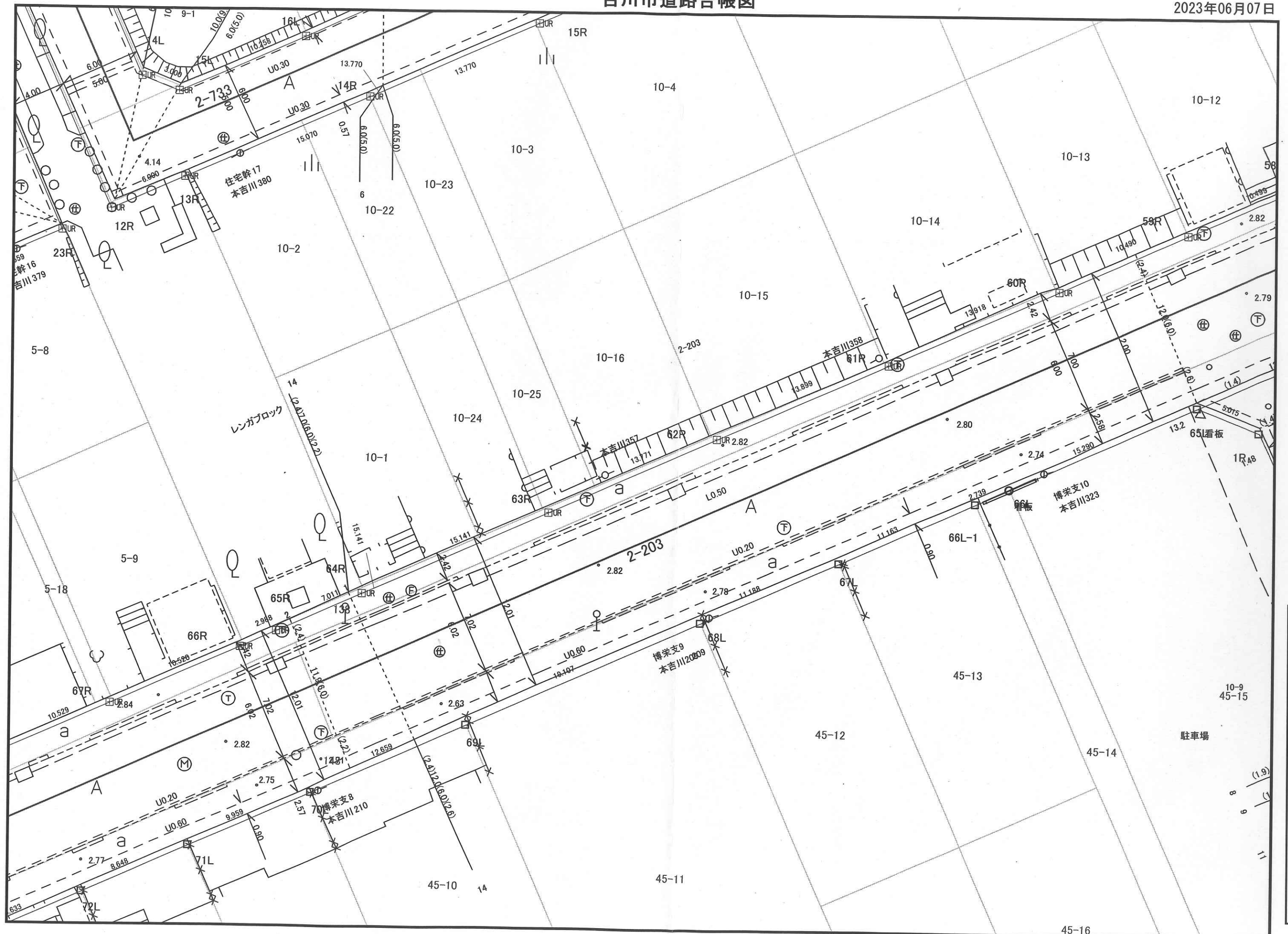
縮尺

1/500

(埼玉土地家屋調査士会用紙)



大字名称
きよみ野二丁目



この図面は現況での道路区域を示しているものです。
また、図面において現況が変わっているところもありま
すので、現地を確認してください。

[吉川市配水管台帳図]



凡例

配水管

- 配水管
- 導水管
- 送水管
- 排泥管
- 残存管
- 仕切弁
- ソフトシール弁
- バタフライ弁
- 不漏水バルブ
- スリース弁
- ドレン
- 逆止弁
- メカニカル栓
- ビニールキャップ
- フランジ止
- 種別不明
- 片落
- 違径ソケット
- 属性変更点

オフセット

- OF: オフセット
- DP: 土被り

1:500

※この図面は参考図です

調査箇所及び近接箇所を掘削工事を行う場合は、口径・材質・埋設位置等は必ず試験掘りをして確認をお願いします。

吉川市公共下水道台帳図

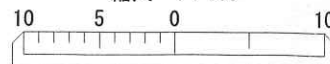


河川下水道課 下水道係

2023年06月07日

この台帳は現地と異なる場合がございますので、
必ず現地確認をお願い致します。

縮尺 1 : 500



きよみ野地区地区計画

当初決定：平成6年1月14日

最終変更：平成15年2月28日

当初決定：平成6年1月14日
最終変更：平成13年2月28日

地区整備に関する計画	区分の名称		A 地 区	B 地 区	C 地 区	D 地 区	E 地 区			
	区分の面積		42.2ha	6.7ha	5.0ha	4.7ha	4.0ha			
	建築物等に 関する 事項	建築物等の用途の制限				次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (2) 病院 (3) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (4) 自動車車庫（建築物に付属するものを除く。）	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) ホテル又は旅館 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) カラオケボックスその他これに類するもの (4) 自動車教習所、畜舎 (5) 工場（建築基準法施行令第130条の6で定めるものを除く。）			
		建築物の敷地面積の最低限度				150㎡ ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 (1) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する場合 (2) 現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合				
		壁面位置の制限				建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路（緑道を含む。）境界線までの距離は1.0m以上でなければならない。		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路（緑道を含む。）境界線までの距離は1.5m以上でなければならない。		
		建築物等の高さの最高限度						20m以下とする。		
		建築物等の形態又は意匠の制限				屋外広告物や外壁、屋根の色については周辺の景観との調和に配慮したものとすることによって、良好な居住環境の形成に努める。				
		かき又はさくの構造の制限				道路（緑道を含む。）に面する部分のかき又はさくの構造は、生け垣又は透視可能な柵とする。 ただし、門柱・門扉その他これらに類するものについては、この限りでない。				
備 考										

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

理由 土地区画整理事業による基盤整備の効果や良好な住宅地としての環境が損なわれないように規制、誘導し、適正な土地利用を図り、人と自然が調和する街並みを形成するため。

きよみ野地区 地区区分図

地区名	用途地域の種類	建ぺい率	容積率	高さ
A地区	第一種低層住居専用地域	50	80	10m
B地区	第二種低層住居専用地域	50	100	10m
C地区	第一種中高層住居専用地域	60	150	※20m
D地区	第二種住居地域	60	200	
E地区	第二種住居地域	60	200	

※は地区計画での制限

